令和８年度　工事仕様書

令和7年度	令和8年度
第1編 **第１章** **第１節** **1-1-1-1　適用** **2　工事仕様書の適用** 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和7年8月改正　政令第289号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	**第1編** **第１章** **第１節** **1-1-1-1　適用** **2　工事仕様書の適用** 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和7年8月改正　政令第289号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。
25. 帳票 ２．電子納品を実施するにあたり、本工事に係わる工事帳票の事務処理、施工管理において発注者が提供する帳票管理システムを利用するものとする。	**25. 帳票** ２．電子納品を実施するにあたり、本工事に係わる工事帳票の事務処理、施工管理において発注者が提供する帳票管理システムを利用するものとする。なお、帳票管理システムによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品するものとする。
26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、帳票管理システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、帳票管理システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	**26. 書面** 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、帳票管理システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものまたは工事帳票と同等の内容を備えたデータを有効とする。ただし、やむを得ず、帳票管理システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。
27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。	**27. 工事写真** 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。
28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	**28. 工事帳票** 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
記載なし	**1-1-1-9　主任技術者及び監理技術者** **1.　主任技術者及び監理技術者の設置** 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。 **2.　主任技術者及び監理技術者の設置の運用** 当該工事にお受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

令和7年度	令和8年度
1-1-1-12　施工体制台帳 **1.一般事項** 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月18日付け国不建北開局工管第236号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 **2.施工体系図** 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月18日付け北開局工管第466号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 **4.施工体制台帳等変更時の処置** 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 **1-1-1-15　調査・試験に対する協力** **6.新技術情報提供システム（NETIS）** 受注者は、NETISに登録されている技術を活用して工事施行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、 国官総第250号、国官技第403号）、「「公共工事等における新技術活用システム」 1 － 13 第1編 共通編 第1章 総 則 実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第 34号、国総公第288号）による必要な措置をとらなければならない。 （1）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以 下システムという）にて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番 号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 （2）受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技 術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施 工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番 号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。	**1-1-1-13　施工体制台帳** **1.一般事項** 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日付け国不建第466～467号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 **2.施工体系図** 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」（令和4年12月28日付け北開局工管第466～467号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通 信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通 省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 **4.施工体制台帳等変更時の処置** 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる 措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 **1-1-1-16　調査・試験に対する協力** **6.新技術情報提供システム（NETIS）** 受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という）に登録されている技術を活用して工事施行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和8年3月 一部改正）、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（平成18年7月（令和8年4月一部改正））による必要な措置をとるものとする。 （1）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 （2）受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、施工計画書の提出時に新技術活用計画書をNETISにて入力・登録 しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。

令和7年度	令和8年度
1-1-1-21　建設副産物 **3. 法令遵守** 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 **1-1-1-38 諸法令の遵守** **1. 諸法令の遵守** （1）会計法　（令和元年 5月改正　法律第 16号） （2）建設業法　（令和3年 5月改正　法律第 48号） （3）下請代金支払遅延等防止法　（平成21年 6月改正　法律第 51号） （4）労働基準法　（令和6年 5月改正　法律第 42号） （5）労働安全衛生法　（令和元年 6月改正　法律第 37号） （6）作業環境測定法　（令和元年 6月改正　法律第 37号） （7）じん肺法　（平成30年 7月改正　法律第 71号） （8）雇用保険法　（令和6年 6月改正　法律第 47号） （9）労働者災害補償保険法　（令和2年 6月改正　法律第 40号） （10）健康保険法　（令和6年 6月改正　法律第 47号） （11）中小企業退職金共済法　（令和2年 6月改正　法律第 40号） （12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和6年 5月改正　法律第 26号） （13）出入国管理及び難民認定法　（令和5年 12月改正　法律第 84号） （14）道路法　（令和5年 5月改正　法律第 34号） （15）道路交通法　（令和5年 6月改正　法律第 56号） （16）道路運送法　（令和5年 4月改正　法律第 18号） （17）道路運送車両法　（令和5年 6月改正　法律第 63号）	**1-1-1-22　建設副産物** **3. 法令遵守** 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月30日　国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日　建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年12月25日　港建第324 号）、「再生資源の利用の促進について」（平成4年1月24日　空建第10 号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（平成18年6月12日　国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 **11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）** 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 **1-1-1-39　諸法令の遵守** **1. 諸法令の遵守** （1）会計法　（令和元年 5月改正　法律第 16号） （2）建設業法　（令和6年 6月改正　法律第 49号） （3）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律　（令和7年 5月改正　法律第 41号） （4）労働基準法　（令和8年 7月改正　法律第 60号） （5）労働安全衛生法　（令和7年 5月改正　法律第 33号） （6）作業環境測定法　（令和7年 5月改正　法律第 33号） （7）じん肺法　（平成30年 7月改正　法律第 71号） （8）雇用保険法　（令和7年 5月改正　法律第 32号） （9）労働者災害補償保険法　（令和8年 7月改正　法律第 60号） （10）健康保険法　（令和8年 6月改正　法律第 31号） （11）中小企業退職金共済法　（令和4年 6月改正　法律第 68号） （12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和6年 5月改正　法律第 26号） （13）出入国管理及び難民認定法　（令和8年 6月改正　法律第 32号） （14）道路法　（令和8年 7月改正　法律第 65号） （15）道路交通法　（令和8年 7月改正　法律第 52号） （16）道路運送法　（令和6年 5月改正　法律第 23号）

令和7年度	令和8年度
(18) 砂防法　（平成25年11月改正　法律第 76号）	(17) 道路運送車両法　（令和8年 3月改正　法律第　2号）
(19) 地すべり等防止法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）	(18) 砂防法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(20) 河川法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）	(19) 地すべり等防止法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）
(21) 海岸法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）	(20) 河川法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）
(22) 港湾法　（令和4年 11月改正　法律第 87号）	(21) 海岸法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）
(23) 港則法　（令和3年 6月改正　法律第 53号）	(22) 港湾法　（令和7年12月改正　法律第 89号）
(24) 水路業務法　（平成30年12月改正　法律第 95号）	(23) 港則法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律　（令和5年 5月改正　法律第 34号）	(24) 水路業務法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(26) 下水道法　（令和4年 5月改正　法律第 44号）	(25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律　（令和5年 5月改正　法律第 34号）
(27) 航空法　（令和5年 6月改正　法律第 63号）	(26) 下水道法　（令和8年 7月改正　法律第 65号）
(28) 公有水面埋立法　（平成26年 6月改正　法律第 51号）	(27) 航空法　（令和7年 6月改正　法律第 55号）
(29) 軌道法　（令和2年 6月改正　法律第 41号）	(28) 公有水面埋立法　（令和6年 6月改正　法律第 52号）
(30) 森林法　（令和5年 6月改正　法律第 63号）	(29) 軌道法　（令和2年 6月改正　法律第 41号）
(31) 環境基本法　（令和3年 5月改正　法律第 36号）	(30) 森林法　（令和7年 5月改正　法律第 48号）
(32) 火薬類取締法　（令和元年 6月改正　法律第 37号）	(31) 環境基本法　（令和8年 7月改正　法律第 62号）
(33) 大気汚染防止法　（令和2年 6月改正　法律第 39号）	(32) 火薬類取締法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(34) 騒音規制法　（平成26年 6月改正　法律第 72号）	(33) 大気汚染防止法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(35) 水質汚濁防止法　（平成29年 6月改正　法律第 45号）	(34) 騒音規制法　（令和8年 5月改正　法律第 22号）
(36) 湖沼水質保全特別措置法　（平成26年 6月改正　法律第 72号）	(35) 水質汚濁防止法　（令和8年 5月改正　法律第 22号）
(37) 振動規制法　（平成26年 6月改正　法律第 72号）	(36) 湖沼水質保全特別措置法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（令和元年 6月改正　法律第 37号）	(37) 振動規制法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(39) 文化財保護法　（令和6年 4月改正　法律第 22号）	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（令和8年 6月改正　法律第 43号）
(40) 砂利採取法　（令和5年 6月改正　法律第 63号）	(39) 文化財保護法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(41) 電気事業法　（令和5年 6月改正　法律第 44号）	(40) 砂利採取法　（令和5年 6月改正　法律第 63号）
(42) 消防法　（令和5年 6月改正　法律第 58号）	(41) 電気事業法　（令和8年 7月改正　法律第 68号）
(43) 測量法　（令和6年 6月改正　法律第 54号）	(42) 消防法　（令和5年 6月改正　法律第 58号）
(44) 建築基準法　（令和6年 6月改正　法律第 69号）	(43) 測量法　（令和6年 6月改正　法律第 54号）
(45) 都市公園法　（令和6年 5月改正　法律第 40号）	(44) 建築基準法　（令和8年 5月改正　法律第 23号）
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（令和3年 5月改正　法律第 44号）	(45) 都市公園法　（令和6年 5月改正　法律第 40号）
(47) 土壌汚染対策法　（平成29年 6月改正　法律第 45号）	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(48) 駐車場法　（平成29年 5月改正　法律第 26号）	(47) 土壌汚染対策法　（令和8年 5月改正　法律第 22号）
(49) 海岸保全施設の技術上の基準を定める省令　（令和元年 6月改正　法律第 37号）	
(50) 港湾工事共通仕様書　（平成28年 6月改正　法律第 87号）	
(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（令和3年 5月改正　法律第 43号）	

令和7年度	令和8年度
(52) 船員法　（令和6年 5月改正　法律第 42号）	(48) 駐車場法　（平成29年 5月改正　法律第 26号）
(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法　（令和5年 5月改正　法律第 24号）	(49) 海上交通安全法　（令和5年 5月改正　法律第 34号）
(54) 船舶安全法　（令和3年 5月改正　法律第 43号）	(50) 海上衝突予防法　（平成15年 6月改正　法律第 63号）
(55) 自然環境保全法　（平成31年 4月改正　法律第 20号）	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（令和6年 5月改正　法律第 38号）
(56) 自然公園法　（令和3年 5月改正　法律第 29号）	(52) 船員法　（令和7年 5月改正　法律第 32号）
(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律　（令和6年 6月改正　法律第 54号）	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法　（令和7年 5月改正　法律第 32号）
(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律　（令和3年 5月改正　法律第 36号）	(54) 船舶安全法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(59) 河川法施行法　抄　（平成11年12月改正　法律第160号）	(55) 自然環境保全法　（令和8年 5月改正　法律第 22号）
(60) 技術士法　（令和元年 6月改正　法律第 37号）	(56) 自然公園法　（令和8年 5月改正　法律第 22号）
(61) 漁業法　（令和3年 5月改正　法律第 47号）	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律　（令和6年 6月改正　法律第 54号）
(62) 空港法　（令和4年 6月改正　法律第 62号）	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律　（令和3年 5月改正　法律第 36号）
(63) 計量法　（平成26年 6月改正　法律第 69号）	(59) 河川法施行法　抄　（平成11年12月改正　法律第160号）
(64) 厚生年金保険法　（令和6年 6月改正　法律第 47号）	(60) 技術士法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(65) 航路標識法　（令和3年 6月改正　法律第 53号）	(61) 漁業法　（令和6年 6月改正　法律第 66号）
(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律　（令和4年 5月改正　法律第 46号）	(62) 空港法　（令和7年 6月改正　法律第 55号）
(67) 最低賃金法　（平成24年 4月改正　法律第 27号）	(63) 計量法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(68) 職業安定法　（令和4年 3月改正　法律第 12号）	(64) 厚生年金保険法　（令和7年 6月改正　法律第 74号）
(69) 所得税法　（令和6年 6月改正　法律第 26号）	(65) 航路標識法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(70) 水産資源保護法　（平成30年12月改正　法律第 95号）	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律　（令和8年 6月改正　法律第 43号）
(71) 船員保険法　（令和6年 6月改正　法律第 47号）	(67) 最低賃金法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(72) 著作権法　（令和6年 6月改正　法律第 55号）	(68) 職業安定法　（令和6年 6月改正　法律第 50号）
(73) 電波法　（令和5年12月改正　法律第 87号）	(69) 所得税法　（令和8年 7月改正　法律第 64号）
(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　（令和4年 4月改正　法律第 32号）	(70) 水産資源保護法　（令和7年 6月改正　法律第 59号）
(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和6年 6月改正　法律第 47号）	(71) 船員保険法　（令和8年 7月改正　法律第 60号）
(76) 農薬取締法　（令和5年 5月改正　法律第 36号）	(72) 著作権法　（令和8年 6月改正　法律第 40号）
(77) 毒物及び劇物取締法　（令和5年 5月改正　法律第 36号）	(73) 電波法　（令和7年 5月改正　法律第 46号）
(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律　（平成29年 5月改正　法律第 41号）	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法　（令和4年 6月改正　法律第 68号）
(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　（令和6年 6月改正　法律第 54号）	
(80) 警備業法　（令和5年 6月改正　法律第 63号）	
(81) 個人情報の保護に関する法律　（令和5年 11月改正　法律第 79号）	

令和7年度	令和8年度
（82）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進関する法律 （令和6年 6月改正　法律第 53号） （83）国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 （平成26年 6月改正　法律第 69号） （84）特許法　（令和元年 5月改正　法律第 3号） （85）都市計画法　（平成30年 4月改正　法律第 22号）	（75）労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和6年 6月改正　法律第 47号） （76）農薬取締法　（令和8年 5月改正　法律第 22号） （77）毒物及び劇物取締法　（令和5年 5月改正　法律第 36号） （78）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （令和4年 6月改正　法律第 68号） （79）公共工事の品質確保の促進に関する法律　（令和6年 6月改正　法律第 54号） （80）警備業法　（令和5年 6月改正　法律第 63号） （81）個人情報の保護に関する法律　（令和8年 7月改正　法律第 62号） （82）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和6年 6月改正　法律第 53号） （83）国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 （令和4年 6月改正　法律第 68号） （84）特許法　（令和5年 6月改正　法律第 51号） （85）都市計画法　（令和8年 6月改正　法律第 46号）
1-1-1-43　特許権等 **3.著作権法に規定される著作物** 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	**1-1-1-44　特許権等** **3.著作権法に規定される著作物** 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正 法律第27号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

令和7年度	令和8年度
第２章 **第２節** **適用すべき諸基準** 国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱（平成14年 5月） 日本道路協会　道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	**第２章** **第２節** **適用すべき諸基準** 国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年 5月） 日本道路協会　道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）
第4節 **1-2-4-1　一般事項** **3. 構造物取付け部** 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）7. 9 橋台背面部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針　4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	**第4節** **1-2-4-1　一般事項** **3. 構造物取付け部** 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わければならない。 特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならず、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）11章 橋台躯体背面アプローチ部　12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工－盛土工指針　4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。
第３章 **第１節** **4. アルカリシリカ反応抑制対策** 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材シリカ抑制対策の適合を確かめなければならない。	**第３章** **第１節** **4. アルカリシリカ反応抑制対策** 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日　国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日　国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリ骨材シリカ抑制対策の適合を確かめなければならない。
第3節 **1-3-3-2　工場の選定** （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	（1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
1-3-3-3　配合 **1. 一般事項** 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	**1-3-3-3　配合** **1. 一般事項** 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。

令和7年度	令和8年度
第６節 **1-3-6-4　打設** **1.一般事項** 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。	**第６節** **1-3-6-4　打設** **1.一般事項** 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。
第７節 **1-3-7-3　加工** **4.曲げ戻しの禁止** 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	**第７節** **1-3-7-3　加工** **4.曲げ戻しの禁止** 受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。
第８節 **1-3-8-2　構造** 2.面取り 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	**第８節** **1-3-8-2　構造** 2.面取り 受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。
第２編 **第２章** **第７節** **2-2-7-1　一般事項** **3.アルカリ骨材反応抑制対策** 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	**第２編** **第２章** **第７節** **2-2-7-1　一般事項** **3.アルカリ骨材反応抑制対策** 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日　国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日　国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。
第３編 **第２章** **第２節** **適用すべき諸基準** 日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）　（平成29年11月） 日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）　（平成29年11月） 日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）　（平成29年11月） 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和2年 9月） 日本道路協会　鋼道路橋防食便覧　（平成26年 3月） 日本道路協会　舗装調査・試験法便覧　（平成31年 3月） 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説　（平成 4年12月）	**第３編** **第２章** **第２節** **適用すべき諸基準** 日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）　（平成29年11月） 日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）　（令和7年10月） 日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）　（令和7年10月） 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和2年 9月） 日本道路協会　鋼道路橋防食便覧　（平成26年 3月） 日本道路協会　舗装調査・試験法便覧　（平成31年 3月） 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説　（平成 4年12月）

令和7年度	令和8年度
日本道路協会　転圧コンクリート舗装技術指針（案）　（平成　2年11月）	日本道路協会　転圧コンクリート舗装技術指針（案）　（平成　2年11月）
建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針　（昭和49年　7月）	建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針　（昭和49年　7月）
建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について　（平成　2年　9月）	建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について　（平成　2年　9月）
日本グラウト協会　薬液注入工法の設計・施工指針　（平成元年　6月）	日本グラウト協会　薬液注入工法の設計・施工指針　（平成元年　6月）
国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（令和6年3月一部改正）	国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（令和6年3月一部改正）
環境省　水質汚濁に係る環境基準について　（令和5年3月）	環境省　水質汚濁に係る環境基準について
日本道路護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧　（令和3年 3月）	（昭和46年12月環境庁告示第59号（令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正））
日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和2年 9月）	日本道路護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧　（令和3年 3月）
全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針　（平成25年10月）	日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和2年 9月）
地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　（平成24年　5月）	全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針　（平成25年10月）
日本道路協会　道路土工ー軟弱地盤対策工指針　（平成24年　8月）	地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　（平成24年　5月）
日本道路協会　道路土工要本節は　（平成21年　6月）	日本道路協会　道路土工ー軟弱地盤対策工指針　（平成24年　8月）
日本道路協会　道路土工ー盛土工指針　（平成22年　4月）	日本道路協会　道路土工要本節は　（平成21年　6月）
日本道路協会　道路土工ー切土工・斜面安定工指針　（平成21年　6月）	日本道路協会　道路土工ー盛土工指針　（平成22年　4月）
日本道路協会　道路土工ー擁壁工指針　（平成24年　7月）	日本道路協会　道路土工ー切土工・斜面安定工指針　（平成21年　6月）
日本道路協会　道路土工ーカルバート工指針　（平成22年　3月）	日本道路協会　道路土工ー擁壁工指針　（平成24年　7月）
日本道路協会　道路土工ー仮設構造物工指針　（平成11年　3月）	日本道路協会　道路土工ーカルバート工指針　（平成22年　3月）
日本道路協会　斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（令和3年10月）	日本道路協会　道路土工ー仮設構造物工指針　（平成11年　3月）
日本道路協会　舗装再生便覧　（令和6年 3月）	日本道路協会　斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（令和3年10月）
日本道路協会　舗装施工便覧　（平成18年　2月）	日本道路協会　舗装再生便覧　（令和6年 3月）
日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧　（令和5年　2月）	日本道路協会　舗装施工便覧　（平成18年　2月）
建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について　（昭和53年　7月）	日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧　（令和5年　2月）
建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（令和3年 4月）	建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について　（昭和53年　7月）
建設省　道路付属物の基礎について　（昭和50年　7月）	建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（令和6年4月）
日本道路協会　道路標識設置基準・同解説　（令和2年6月）	建設省　道路付属物の基礎について　（昭和50年　7月）
日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説　（昭和59年10月）	日本道路協会　道路標識設置基準・同解説　（令和2年6月）
建設省　土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]　（平成11年11月）	日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説　（昭和59年10月）
建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）［ボックスカルバート・擁壁編］　（平成11年11月）	建設省　土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]　（平成11年11月）
国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成14年　5月）	建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）［ボックスカルバート・擁壁編］　（平成11年11月）
厚生労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン　（令和2年　7月）	国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱の改正について　（平成14年　5月）
国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]　（平成13年12月）	
国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）　（平成13年12月）	

令和7年度	令和8年度
国土交通省　道路土工構造物技術基準　（平成27年　3月） 労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（令和5年　4月） 厚生労働省　手すり先行工法等に関するガイドライン　（令和5年12月） 土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]　（2023年9月） 地盤工学会　地山補強土工法設計・施工マニュアル　（平成23年8月）	厚生労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン　（令和2年　7月） 国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]　（平成13年12月） 国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）　（平成13年12月） 国土交通省　道路土工構造物技術基準　（令和7年 6月） 労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（令和5年 4月） 厚生労働省　手すり先行工法等に関するガイドライン　（令和5年12月） 土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]　（令和5年9月） 地盤工学会　地山補強土工法設計・施工マニュアル　（平成23年8月）
第３節 **3-2-3-13　ポストテンション桁製作工** **3.PC緊張の施工** （8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**第２節** **3-2-3-13　ポストテンション桁製作工** **3.PC緊張の施工** （8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和7年10月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
第４節 **3-2-4-5　場所打杭工** **19.泥水処理** 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示第62号）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	**第４節** **3-2-4-5　場所打杭工** **19.泥水処理** 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。
第７節 **3-2-7-4　表層安定処理工** **6.配合試験** 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない	**第７節** **3-2-7-4　表層安定処理工** **6.配合試験** 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。
3-2-7-9　固結工 **10.施工管理等** 10.施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**3-2-7-9　固結工** **10.施工管理等** 10.施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日　建設省技調発第188号）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

令和7年度	令和8年度
第９節 **3-2-9-14　骨材再生工** **1.骨材再生工の施工** 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。 **3-2-9-15　運搬処理工** **1.工事現場発生品の規定** 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-20工事現場発生品の規定による。 **2.建設副産物の規定** 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。 **第11節** **3-2-11-2　軽量盛土工** **2.軽量材の損傷防止** 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 **第12節** **3-2-12-2　材料** **3.溶接材料** （2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、及びSBHS500を溶接する場合 **3-2-12-3　桁製作工** **1.製作加工** **（2）工　作** ⑥　受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、ＮＣ穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦　受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	**第９節** **3-2-9-14　骨材再生工** **1.骨材再生工の施工** 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-22建設副産物の規定による。 **3-2-9-15　運搬処理工** **1.工事現場発生品の規定** 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-21工事現場発生品の規定による。 **2.建設副産物の規定** 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定による。 **第11節** **3-2-11-2　軽量盛土工** **2.軽量材の損傷防止** 受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 **第12節** **3-2-12-2　材料** **3.溶接材料** （2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及びSBHS700を溶接する場合 **3-2-12-3　桁製作工** **1.製作加工** **（2）工　作** ⑥　受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、ＮＣ穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦　受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242:2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。

令和7年度	令和8年度
（4）溶接施工試験 ①　受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1）SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 2）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合 3）被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4）鋼橋製作の実績がない場合 5）使用実績のないところから材料供給を受ける場合 6）採用する溶接方法の施工実績がない場合	**（4）溶接施工試験** ①　受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1）SBHS700及びSBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5,000J/mmを超える場合 2）SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 3）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合 4）被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法、頭付きスタッドのアークスタット溶接法以外の溶接を行う場合 5）鋼橋製作の実績がない場合 6）使用実績のないところから材料供給を受ける場合 7）採用する溶接方法の施工実績がない場合
（13）ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。	**（13）ひずみとり** 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700及び SBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。
2.ボルトナット **（1）ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。** なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径　＋0.5mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。 ①　仮組立て時リーミングが難しい場合	**2.ボルトナット** **（1）ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。** なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径　＋0.5mm）として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。 ①　仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合
第18節 **3-2-18-2　床版工** **1.鉄筋コンクリート床版** （4）受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。 （11）受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-32後片付け）を行なわなければならない。	**第18節** **3-2-18-2　床版工** **1.鉄筋コンクリート床版** （4）受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1m2当たり4個以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。 （11）受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-33後片付け）を行なわなければならない。

令和８年度　品質の規格値及び施工管理基準

令和7年度	令和8年度
セメント・コンクリート　転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く **単位水量試験** **・試験方法** レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年３月８日事務連絡） **道路土工** **・試験項目** プルフローリング試験 **・試験方法** 舗装調査・試験法便覧 (4)-288 **・試験基準** 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く **・摘要** ・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする **下層路盤** **・試験項目** プルフローリング試験 **・試験方法** 舗装調査・試験法便覧 (4)-288 **・試験基準** 中規模以上の工事：随時 **・摘要** ・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする	**P39_セメント・コンクリート　転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く** **単位水量試験** **・試験方法** 「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年３月８日事務連絡） **P46_道路土工** **・試験項目** プルフローリング試験※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。 **・試験方法** 舗装調査・試験法便覧 (4)-288 または、「地盤 変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」 **・試験基準** 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く ・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。 **・摘要** ・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする ・確認試験である ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。 **P50_下層路盤** **・試験項目** プルフローリング試験※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。 **・試験方法** 舗装調査・試験法便覧 (4)-288 または、「地盤 変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」 **・試験基準** 全幅、全区間で実施する。 ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く ・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。 **・摘要** ・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする ・確認試験である ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。

令和８年度　品質の規格値及び施工管理基準

令和7年度	令和8年度
アスファルト舗装 **・試験項目** 温度測定（初転圧前） **・試験方法** JIS Z8710 **・試験基準** 随時 **・摘要** 測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	**P72_アスファルト舗装** **・試験項目** 温度測定（初転圧前） ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。 **・試験方法** JIS Z8710 または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」 **・試験基準** 随時 ・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。 **・摘要** 測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回） アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。

令和7年度	令和8年度
1．総則 **2-5写真の編集等** 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について』（令和5年3月15日付け、国技建管6号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。	1．総則 **2-5写真の編集等** 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について』（令和5年3月15日、国技建管6号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

令和８年度　北海道開発局独自

令和7年度	令和8年度
第１編 **第１章** **第２節** **1-1-2-19　詳細設計付き施工発注方式** （4）詳細設計技術者の経歴等 詳細設計技術者を定めた場合、書面により氏名、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。	**第１編** **第１章** **第２節** **1-1-2-19　詳細設計付き施工発注方式** （4）詳細設計技術者の経歴等 詳細設計技術者を定めた場合、書面によりその氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。
記載なし	**1-1-2-33 工事現場の現場環境改善** 1. 工事現場の周辺環境の美装化や現場事務所および休憩所の作業環境等改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものとする。 2. 現場環境改善費の内容については以下の内容を想定している。 対象項目現場環境改善の内容例 仮設備関係垂れ幕（横断幕）、工事看板、（説明板・案内板・ＰＲ看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ 安全関係器具美装化｛バリケード、転落防止柵（足場、安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全機器（カラーコーン・回転灯）安全具（救命胴衣・救命浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器）｝、清掃費、熱中症予防、防寒対策 営繕関係施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、行事の開催 防災・ 危機管理関係防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい航費・運搬費、資機材の費用 担い手育成関係現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成 3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。 4. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
記載なし	**1-1-2-34 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）** 1. 内容 建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、従来のものに比べて質の良いトイレ（快適トイレ）を設置する試行である。受注者は、以下の１）～１１）の仕様及び付属品を満たす快適トイレを現場に設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める標準仕様】 1）洋式（洋風）便座 2）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） 3）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）　※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること 4）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）　※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの切の費用を計上しない。 5）照明設備（電源がなくても良いもの） 6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５Kg以上）

令和８年度　北海道開発局独自

令和7年度	令和8年度
	【快適トイレとして活用するために備える標準仕様】 7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 8）周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫 9）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） 10）鏡付きの洗面台 11）便座除菌シート等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 12）室内寸法900×900㎜以上（半畳程度以上） 13）擬音装置 14）着替え台（フィッティングボード等） 15）フラッパー機能の多重化 16）窓など室内温度の調整が可能な設備 17）小物置き等（トイレットペーパー予備置き場） 2. 設備に要する費用 1）設置に要する費用については、当初は計上しない。 2）受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「１．内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、「快適トイレに求める機能」１）～６）及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」７）～１１）の費用から従来品相当を差し引いた後、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。 3）設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事※１までとするが、初回の工事円滑化会議における監督職員との協議により、監督職員が妥当と認めた場合においては増設できるものとする。男女別の一体型トイレ※２の場合は、２基分として計上する。（上限114,000円/２基分・月） 4）運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基/工事※１より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。ただし、防波堤等に設置する場合の海上運搬費については、別途共通仮設費に積上げ計上※３する。 ※１「施工箇所が点在する公示の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。 ※２男女別の一体型トイレとは、男女別の快適トイレが、１つのハウスに一体となっている構造のものをいう。 ※３快適トイレの海上運搬費用については、１回あたり当該工事で使用する作業船供用損料０．５日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での海上運搬費は計上しない。 3. その他 1）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ本条項は適用しない。快適トイレの仕様を満たさないトイレについても本条項は適用しない。 2）快適トイレの設置については、初回の工事円滑化会議において協議を行うものとし、監督職員が妥当と認めたものについて設計変更で計上する。 3）増設できる箇所は、設置箇所から離れた陸上の施工箇所、防波堤上、作業船上等の容易に行き来しがたい箇所をいう。 4）防波堤上や、作業船上に設置する場合は、受注者の責おいて流出防止等の安全対策を施すこととする。 5）工事終了時において撤去を行わず、受注者の資産として保有される場合は、快適トイレに係る一切の費用を計上しない。

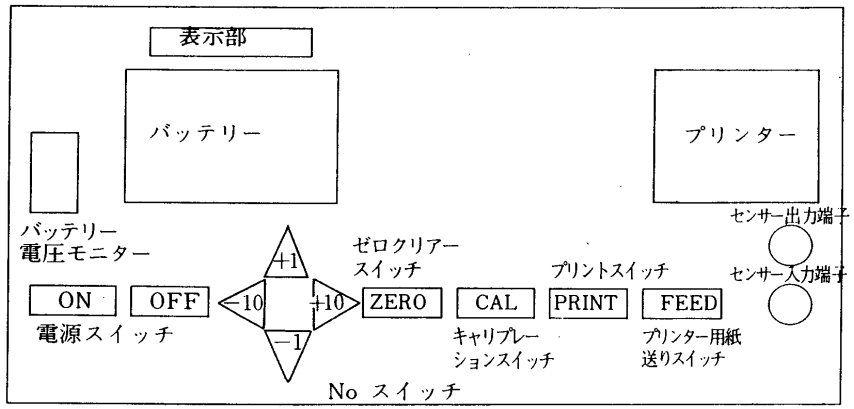
令和８年度　北海道開発局独自

令和7年度	令和8年度
記載なし	**1-1-2-35 北海道インフラゼロカーボン試行工事について** 1. 受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行工事である。 1）工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発案し実施することができる。 2）本取組を実施する場合は、施工計画書に「北海道インフラゼロカーボン」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、CO2排出（吸収）量等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。 2. 施工計画書で位置づけられた「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。 3. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。
記載なし	**1-1-2-36 新技術活用の促進　「新技術の定義」** 1. 新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事を原則とする。 2. 新技術の定義 新技術活用の原則義務化における新技術の定義は以下による。 ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術 ②公共工事等において実用段階に達している技術 ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術 ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術 3. 対象とする新技術 新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。 1)新技術情報提供システム（NETIS）登録技術URL：https://www.netis.mlit.go.jp 2)テーマ設定型（技術公募）の技術比較表に掲載されている技術 3)新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術 4)新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術。なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。
記載なし	**1-1-2-37 生産性向上チャレンジ工事の試行について** 1. 試行の実施について 受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する 「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事を原則とする。 2. 試行の内容について 工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実 施することができる。 本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設 け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容 及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、人員削減や作業 時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

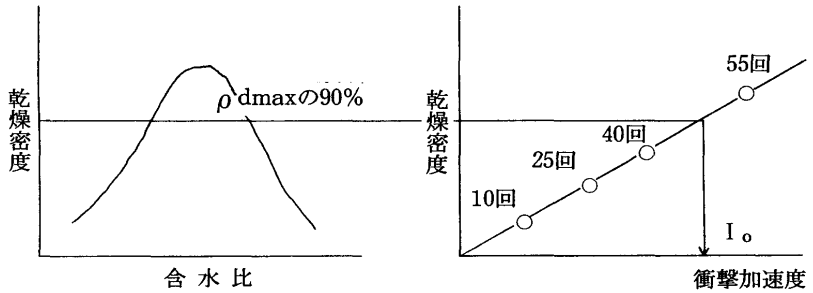
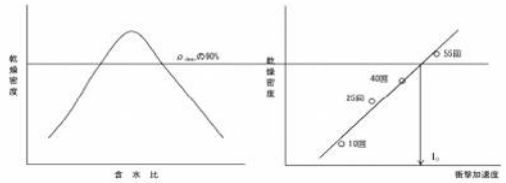
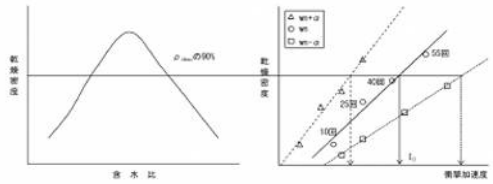
令和7年度	令和8年度
	3. 工事成績評定について 施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認でき た場合は加点を行うこととする。 4. 試行の費用について
記載なし	**1-1-2-38 情報管理体制の確保** 1. 受注者は、当該工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書1-1-1-4に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければ ならない。 2. 受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。 3. 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。 4. 受注者は、当該工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。 5. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。
記載なし	**1-1-2-39 無人航空機を使用する際の安全面への配慮について** 1. 受注者は、当該工事において無人航空機（以下「ＵＡＶ」という）を使用する 場合、航空法並びに関係法令を遵守するとともに、安全面への配慮として「公共測量に おけるＵＡＶの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月（平成29年3 月改正））を準用して作業計画を作成し、実施すること。 2. 作業にあたっては、事前に必要な届け出等を行い、以下に示す事項についてま とめた作業計画を監督職員に提出しなければならない。 1)使用する機材 2)作業体制 3)作業範囲及び運航方法 4)安全対策 5)緊急時の体制及び対応 6)その他
記載なし	**1-1-2-40 無人航空機を使用する際の情報流出防止策** 1. 受注者は、当該工事において無人航空機を使用する場合、以下に掲げるような情報 流出防止策を講じること。ただし、当該工事が、「政府機関等における無人航空機の調 達等に関する方針について」（令和２年９月１４日、関係省庁申合せ）に示す重要業務 に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な 場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことがで きるものとする。 1)インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

令和7年度	令和8年度
	2)インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等 のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている 飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。 インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等 のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている 飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。 2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。
記載なし	**1-1-2-41 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握について** 1. 受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事を原則とする。 2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。 3. 発注者は、２．の報告を受けた工種等を調査対象に選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。 4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。
第３編 **第２章** **第６節** **3-2-6-1　一般事項** 記載なし	**第３編** **第２章** **第６節** **3-2-6-1　一般事項** **13. 軟弱地盤区間の路床、路盤** （1）軟弱地盤区間の路床検査は、路床高の測定によって行うが、路盤の凹凸を少なくするために路床仕上げを100m 程度施工した後に路盤工に着手すること。 （2）路盤工の出来形確認は、幅及び厚さの測定で行うこととする。

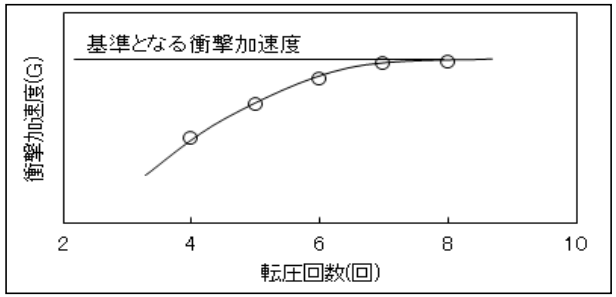
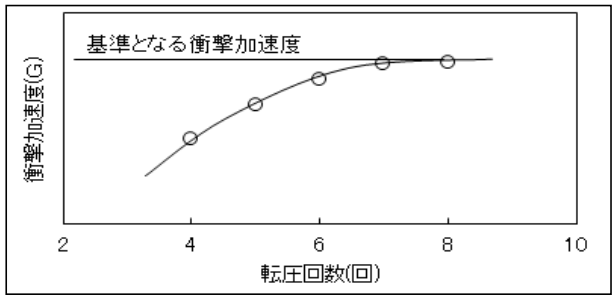
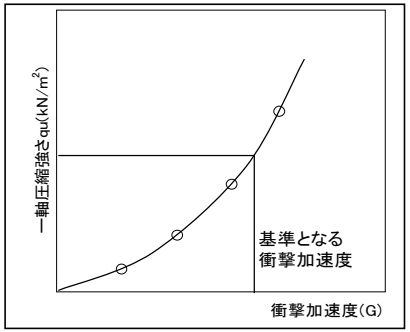
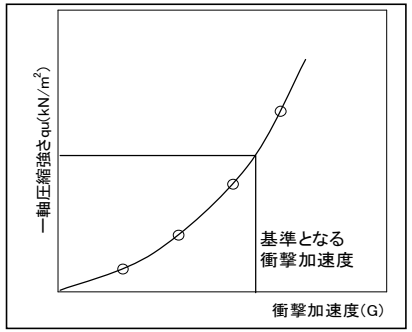
令和８年度　付表

令和7年度	令和8年度
付－２　**試験方法** **２－１　突固め試験方法** **２－７　衝撃加速度試験方法** **２－７－２（定義）** 一定重量、一定直径の半球体を有するランマーを一定の高さから路床等に自由落下させ、そのときの衝撃加速度の大きさから締固めの施工管理を判定する方法。	付－２　**試験方法** **２－１　突固め試験方法** **２－７　衝撃加速度試験方法** **２－７－２（定義）** 衝撃加速度測定装置は、土木工事における盛土や改良土等の品質管理に用いることを目時としランマーを盛土や地盤等へ落下衝突させた際に生じる加速度を計測する装置。この装置を用いて得られる衝撃加速度の大きさから盛土の品質を判定する方法。
２－７－３（試験方法） **１．準備** （１）衝撃加速度試験機（図－1参照） （２）計測器（図－2参照） 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度の値を同時にデジタル表示できるもので、以下の機能を有するものとする。 図－１　衝撃加速度測定装置  図―２　計測機断面図	**２－７－３（試験方法）** **１．準備** （１）装置本体（図－1参照） （２）計測器 図－１　衝撃加速度測定装置 削除
③　バッテリー DC6Vのカートリッジ式のもの。 ④　バッテリー電圧モニター カートリッジ式のもの。 **２．測定方法**	③　バッテリー 計測のための電圧が確保できるもの。 ④　バッテリー電圧モニター バッテリー残量がわかるもの。

令和８年度　付表

令和7年度	令和8年度
２．測定方法 （１）衝撃加速度試験機の出力端子と計測器の入力端子とをケーブルで接続する。 （２）計測器の電源スイッチを入れ、電圧モニターでバッテリー残量を確認する。 （３）表示器に表示が出たらゼロクリアスイッチを押し、表示が0Gとなるようにする。 （４）ストッパーねじを緩める。 （５）キャリブレーション用のアクリル台を衝撃加速度測定装置に挿入し、ランマーを落下させ、50G前後であることを確認する。 （６）衝撃加速度試験機を測定箇所に置く。 （７）ハンドルを引き上げて、ランマーを測定面より40cmの高さに固定する。 （８）計測器のゼロクリアスイッチを押して、表示が0Gになっていることを確認する。 （９）衝撃加速度試験機のストッパーハンドルにより、ランマーを地表面に自由落下させる。 （10）このときの表示を読み取り、衝撃加速度としてプリンターに出力させる。 （11）2点目以降の測定は、（６）～（10）を繰り返す。	**２．品質管理方法** あらかじめ、品質管理の基準値を室内試験で求め、現場試験により測定した衝撃加速度との比較により品質を管理する。
３．室内試験 （１）締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料 15cmモールド、2.5kgランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一層当り10,25,40,55回として3層突固めを行い、この4種類の突固め回数における衝撃加速度を2.の測定方法により測定する。モールドの表面で4点程度衝撃加速度（I）の測定を行い、平均値を各突固め回数におげる衝撃加速度として、乾燥密度（ρd）との関係を求める。 突固め試験で得られた最大乾燥密度の90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度（I0）とする。（図－3参照）	**３．室内試験** （１）締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料 15cmモールド、2.5kgランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一層当り10,25,40,55回として3層突固めを行い、この4種類の突固め回数における衝撃加速度を2.の測定方法により測定する。モールドの表面で4点程度衝撃加速度（I）の測定を行い、平均値を各突固め回数におげる衝撃加速度として、乾燥密度（ρd）との関係を求める。 突固め試験で得られた最大乾燥密度の90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度（I0）とする。（2-a参照） なお、自然含水比が変わる恐れがある場合には、含水比を変化させて上記試験を行う（図-2.b参照）。
 図－３　締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料の基準となる衝撃加速度	 図-２.ａ　基準となる衝撃加速度  図-２.ｂ　基準となる衝撃加速度（含水比が変わるおそれがある場合） 図-２　締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる資料の基準となる衝撃加速度

令和８年度　付表

令和7年度	令和8年度
（２）締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料 別途試験盛土を行い衝撃加速度の基準値を定める（図－４　参照）。 施工現場で盛土を4、5、6、7、8回転圧し、各層ごとに２.の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図－４にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。	**（２）締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料** 別途試験盛土を行い衝撃加速度の基準値を定める（図－３　参照）。 施工現場で盛土を4、5、6、7、8回転圧し、各層ごとに２.の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図－３にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。
	
図－４　締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度	図－３　締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度
（３）セメントや石灰などの固化材により改良した材料の強度推定法 ⑥4種類の固化材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強さより、図－５を求める。 ⑦図－５より目標一軸圧縮強さに対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。	**（３）セメントや石灰などの固化材により改良した材料の強度推定法** ⑥4種類の固化材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強さより、図－４を求める。 ⑦図－４より目標一軸圧縮強さに対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。
	
図－５　セメントや石灰などの固化剤を改良した試料の基準となる衝撃加速度	図－４　セメントや石灰などの固化材により改良した試料の基準となる衝撃加速度

令和８年度　付表

令和7年度	令和8年度
４．現場試験 （１）試験箇所を1m四方選定し、地表面を5mm程度削り、直ナイフ等で水平にならす。このとき緩んだ土砂、れき等があれば取り除く。 **２－７－４試験結果の整理** （注）この試験方法は北海道開発局開発土木研究所で定めたものである。 **付－15　海上工事における関係法令一覧** **(10) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工する場合** ②　工事完了前（工事用ブイを撤去する前）	**４．現場試験** （１）試験箇所を1m四方選定し、地表面を5cm程度削り、直ナイフ等で水平にならす。このとき緩んだ土砂、れき等があれば取り除く。 **２－７－４試験結果の整理** （注）この試験方法は国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（北海道開発局開発土木研究所）で定めたものである。 **付－15　海上工事における関係法令一覧** **(10) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工する場合** ②　変更時（工事内容を変更する前） ③　工事完了前（工事用ブイを撤去する前）